

我孫子市

# 子ども短期入所

(ショートステイ)

子どもを養育している保護者が、病気や事故、育児疲れなどで一時的に子どもを養育することが困難になったときに、児童養護施設に子どもを預けることができます。

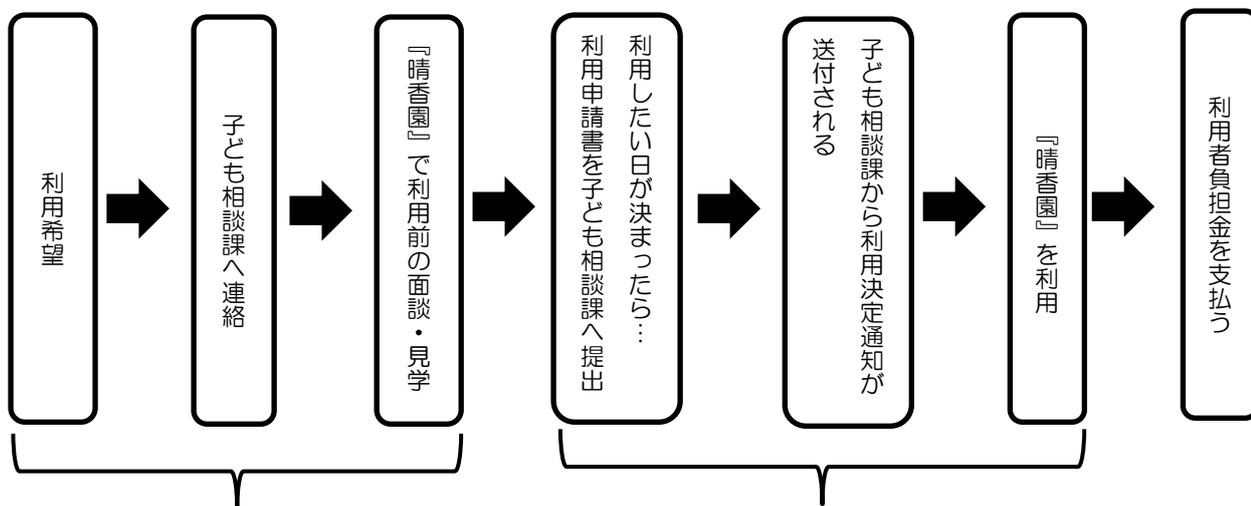
利用したいときは、事前に市役所子ども相談課に申請して利用の決定を受けてください。



- ◎利用できる児童 満1歳以上18歳未満の児童
- ◎利用できる期間 原則、1回あたり、連続7日間以内
- ◎利用施設 児童養護施設「晴香園」

場所：松戸市根木内145番地  
最寄駅・JR北小金駅から徒歩で17分  
電話：047-315-2985

## ◎利用手続き



利用希望日が決まる前の手続き

利用希望日が決まってからの手続き

## —留意事項—

- ・ 実際に利用する前に、施設との面接を行う場合があります。
- ・ 児童の疾病等や施設の生活に適さないと認められるときは利用できない場合があります。
- ・ 施設の利用状況により、希望する日の利用ができない場合があります。
- ・ 施設への児童の送迎は、保護者の方に行っていただきます。

問い合わせ先：我孫子市役所子ども相談課（西別館1階）

電話：04-7185-1821（直通） FAX：04-7183-3445

裏面もあります

## ◎利用者の負担額

区分	宿泊（1泊あたり ※1）		日帰り（※2）	夜間（※3）
生活保護世帯	0円		0円	0円
市民税非課税世帯	1,100円		350円	350円
上記以外の世帯	（2歳未満）	（2歳以上）	1,400円	800円
	5,500円	2,850円		

※1 宿泊の費用は午前7時から翌日の午後6時までの間の利用1回あたりです。

※2 日帰りの費用は午前7時から午後6時までの間の利用1回あたりです。（原則、土日祝日のみ）

※3 夜間の費用は午後6時から午後10時までの間の利用1回あたりです。

※ 利用者の負担額には、食事代・おやつ代も含まれます。

## ◎利用日に持参するもの

次のリストの所持品を用意してください。なお、服薬中の薬がある場合、施設側に充分説明しておいてください。詳しくは、『晴香園』にお尋ねください。

品目	数量
健康保険証の現物またはコピー	1部
着替え	2組以上
パジャマ又は寝巻き	1着
タオル	2～3枚
洗面用具（歯ブラシ・コップ）	各1
オムツ・お尻拭き（利用児童のみ）	適量
その他、おもちゃ・おしゃぶり等	—

※ 持ち物には、名前を明記してください。

## ◎『晴香園』の場所



問い合わせ先：我孫子市役所子ども相談課（西別館1階）

電話：04-7185-1821（直通） FAX：04-7183-3445